

## 図書・教材等贈呈事業実施要綱

平成 10 年 4 月 1 日	制	定
平成 19 年 4 月 1 日	改	正
平成 21 年 4 月 1 日	改	正
平成 22 年 6 月 16 日	改	正
平成 23 年 6 月 1 日	改	正
平成 25 年 7 月 11 日	改	正
平成 26 年 4 月 1 日	改	正
平成 31 年 4 月 1 日	改	正
令和 7 年 1 月 21 日	改	正

- 1 この要綱は、一般財団法人新潟県教職員互助会（以下「互助会」という。）が行う公益目的事業の一環として、図書・教材等を贈呈し、知識・技能の習得を図り、幼児、児童、生徒及び学生の健全な育成に資するため、その事業実施に必要な事項を定めるものとする。
- 2 この制度の名称は「図書・教材等贈呈事業」という。
- 3 贈呈対象は新潟県内の県立及び市町村立学校（以下「学校」という。）とする。
- 4 贈呈は予算の範囲内で、一年度につき 60 校程度とする。
- 5 当該年度の贈呈の候補となる学校は、各号に定めるとおりとする。
  - (1) 上越・中越・下越の各々から、所属コードの大きい学校から順次候補とする。
  - (2) 統合した学校については、統合前の学校のうち、既に贈呈済の学校がある場合は、贈呈しない。
  - (3) 新設学校については、最終年度に贈呈する。
- 6 贈呈は、一学校につき 25 万円を限度とし、贈呈品は幼児、児童、生徒及び学生が使用する別表中の「贈呈対象品」とし、複数の品を選択することができる。
- 7 贈呈の候補となった学校は、通知を受けた後指定された期限内に、贈呈金額内で、「贈呈対象品」の中から希望の品を選択し、任意の業者から見積書を徴取し、通知に定める申請書とともに互助会へ提出する。互助会から決定通知を受けた学校は、業者から物品を受領し、納入完了報告書及び請求書を速やかに互助会に提出する。
- 8 互助会は、納入完了報告書及び請求書に基づき業者へ支払いをする。
- 9 購入後は、設置場所を学校内とし、使用促進に配慮するとともに、通知に定める報告書により当該贈呈品の使用状況を報告すること。

### 附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成 22 年 6 月 16 日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成 25 年 7 月 11 日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表

贈呈対象品	<p>1 主に幼児、児童、生徒及び学生が使用する図書</p> <p>2 主に幼児、児童、生徒及び学生が使用する物品であって、以下の条件を満たすもの</p> <p>(1)教材整備指針（文部科学省策定）に準ずるもの</p> <p>(2)長期（概ね3年以上）の使用に耐えうるもの</p>
贈呈対象外	<p>1 使用が特定の者に限定されるもの （教員のみ、○年度の○年生のみ 等）</p> <p>2 修繕や維持管理にかかるもの （メンテナンス料、保険料、電気料 等）</p> <p>3 贈呈対象品に関連する手数料 （更新料、処分料 等）</p> <p>4 金券等に価するもの</p> <p>5 その他本事業の目的にふさわしくないもの</p>
その他	<p>学校が、新潟県教職員互助会からの寄付物品として、適切に管理すること。</p> <p>贈呈対象品を、学校行事や課外活動、部活動から移行される地域クラブ活動において使用することを妨げるものではない。</p> <p>維持、管理及び廃棄その他にかかる費用については、当互助会は一切負担しない。</p> <p>贈呈品に起因する事故が起きた場合の管理責任は、当互助会は一切負わない。</p>